

保存版

PTAのしおり

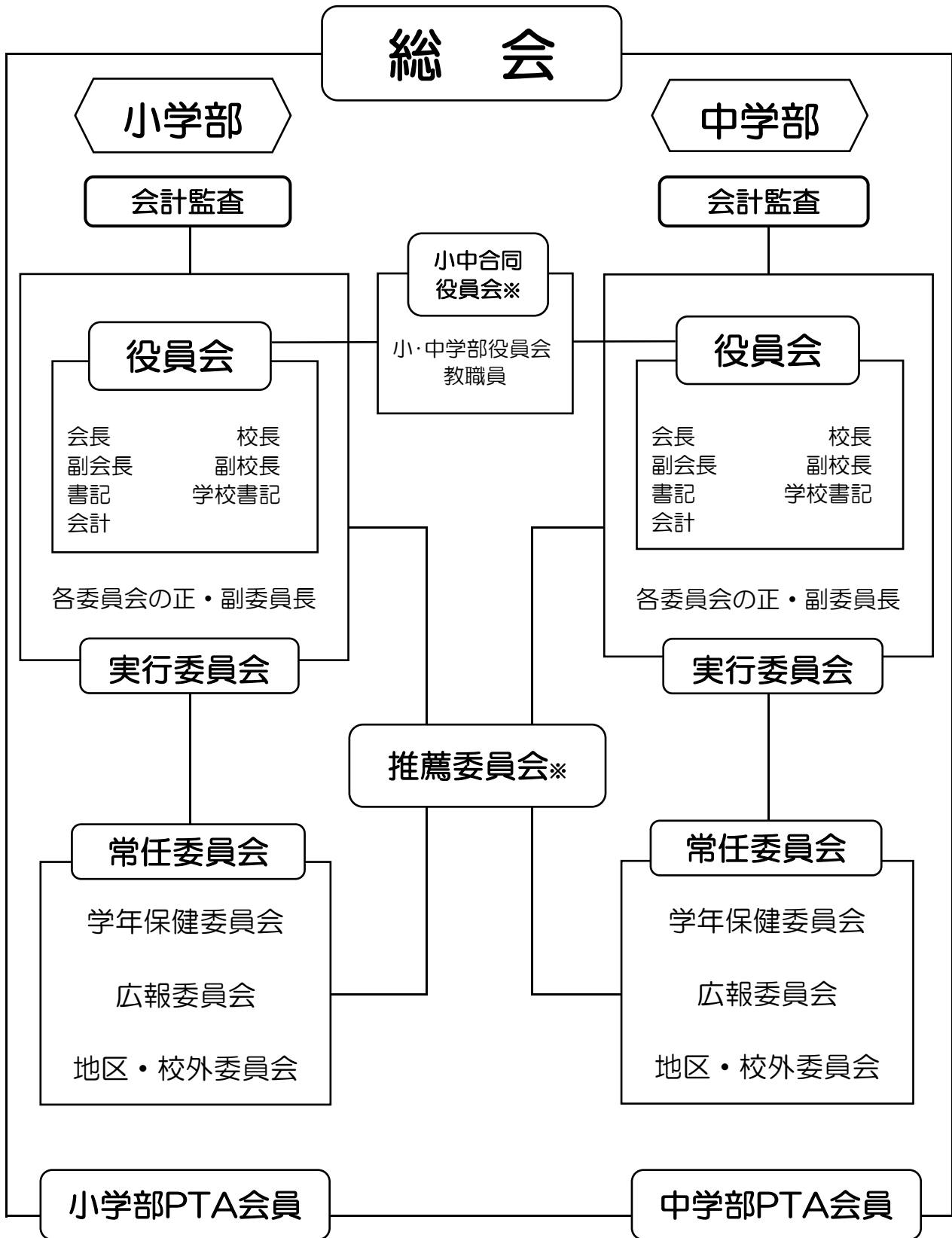


横浜市立義務教育学校 西金沢学園 PTA

目 次

横浜市立義務教育学校 西金沢学園 P T A組織図	・ ・ ・ ・ ・ 1
各委員会の活動	・ ・ ・ ・ ・ 2 ~ 4
横浜市立義務教育学校 西金沢学園 P T A 規約	・ ・ 5 ~ 10
〃 個人情報取扱規則	・ ・ 11 ~ 12
P T A 会費と加入保険	・ ・ ・ ・ ・ 13 ~ 14
ボランティア活動	・ ・ ・ ・ ・ 15
横浜市内・金沢区内 P T A とのつながり	・ ・ ・ ・ ・ 16 ~ 17

横浜市立義務教育学校 西金沢学園 PTA組織図



※ 小中学部合同の役員会・委員会

【 各委員会の活動 】

☆役員会

「PTA 役員候補者の推薦について」及び「PTA 活動について」の回答書を参考に、推薦委員会によって選出され、年度末書面総会にて承認・任命された役員と、教職員で構成します。1年間の活動を計画し、また PTA 全体の活動を確認し、小中合同で行う活動を確認し運営します。

☆実行委員会

役員と各委員会の正・副委員長と教職員で構成します。役員会・各委員会から提案された活動計画を協議・決定し、実行に移します。

☆常任委員会

学年保健委員会、広報委員会、地区・校外委員会の3委員会
で構成します。各委員会で定例会を行い1年間の活動を計画し
実行に移します。年度当初の懇談会（7年生は進級式）にて、
各学年から2名以上選出された PTA 会員と教職員によって運
営される委員会です。（小学部の地区・校外委員は、各地区から
選出されます。）

☆推薦委員会

年度当初に設置される特別委員会です。小・中学部常任委員
会、役員会及び教職員より選出された委員で構成されます。次
年度役員及び会計監査候補の推薦を行います。

☆会計監査

「PTA 役員候補者の推薦について」及び「PTA 活動につい
て」の回答書を参考に、推薦委員会によって選出され、年度末
書面総会にて承認・任命されます。PTA 会員から集めた会費が
、公正に使用されたかを監査します。

《構成人員につきましては規約をご覧ください》

☆学年保健委員会☆

学年の代表として、保護者と先生とのパイプ役となり、お互いの関わりを深め合うよう努めます。また、子どもたちの心身の健康について考えていきます。

【小学部】

- * 親睦会の開催
- * 講習会の開催
- * 学校保健委員会への参加
- * 給食試食会の開催
- * 懇談会の時のお手伝い
- * ベルマークの集計
- * 学校保健会金沢支部大会への参加



【中学部】

- * 講習会の開催（陶芸教室等）
- * 学校保健委員会への参加
- * 標準服リユースの管理
- * 学校保健会金沢支部大会への参加
- * 昼食試食会等の開催



☆ 広報委員会 ☆

PTA 活動や学校行事の様子を会員に知らせ、会員の PTA への関心と理解を深めるよう努めます。

【小学部】

- * 広報誌『山つばき』の発行
- * 他校との広報誌交換
- * 学校・PTA 行事等の取材

【中学部】

- * 広報誌『くすのき』の発行
- * 他校との広報誌交換
- * 学校・PTA 行事等の取材



☆地区・校外委員会☆

学校・地域・行政等と連携しながら、次の活動を行います。

【小学部】

- * 通学路・スクールゾーン内の安全点検
- * 校内外パトロール
- * 地区登校班の管理
- * 緊急時の連絡
- * スクールゾーン対策協議会の開催
- * 「こども110番の家」の推進・管理
- * 特認学区保護者会の開催
- * 学家地連への出席
- * 学援隊連絡会への出席

【中学部】

- * スクールゾーン対策協議会への出席
- * 「こども110番の家」の推進
- * 学家地連への出席
- * 校内外パトロール



* 「スクールゾーン対策協議会」とは・・・

学校、行政、地域が協力し、協議を行う会。通学路、遊び場周辺で事故多発箇所・危険箇所を調査し、行政に改善を要望する場。

* 「こども110番の家」とは・・・

地域の協力家庭が「こども110番の家」のプレートを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれた、または巻き込まれそうになって助けを求めた時、その子どもを保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなどをして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。
毎年新規募集をしています。

* 「学家地連」とは・・・

学校、家庭、地域連携事業実行委員会の略。学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の問題行動等の防止、および健全育成をはかるための会。

【横浜市立義務教育学校 西金沢学園 P T A規約】

第1章 名称 及び 事務局

(名称)

第1条 本会は、横浜市立義務教育学校西金沢学園P T Aと称し、事務局を西金沢学園本校舎内に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員の協力により、児童・生徒の心身共に健全な発達のために教育環境の整備に努め、もって教育効果の向上に寄与するとともに、会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、非営利的・非宗教的・非政党的団体であり、いかなる団体の支配・統制・干渉を受けない。

第4条 本会は、学校の教育活動を助けるために、意見を具申し、参考資料を提出するが、直接学校の人事、管理には干渉しない。

(会費)

第5条 本会の経費は、会費をもって支弁し、第2条の目的以外には支出または使用してはならない。

第2章 会 員

第6条 本会の会員は、本校に在籍する児童・生徒の保護者、並びに、本校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第3章 役員 及び 役員会

第7条 本会の役員は次のとおりとする。

1	会長	小学部	1名	(保護者)
		中学部	1名	(保護者)
2	副会長	小学部	2名	(保護者)
		中学部	2名	(保護者)
3	書記	小学部	3名	(保護者2名・教職員1名)
		中学部	3名	(保護者2名・教職員1名)
4	会計	小学部	2名	(保護者1名・教職員1名)
		中学部	2名	(保護者1名・教職員1名)
5	顧問	学校長		

第8条 役員（教職員は除く）の任期は1年とし、その再任はさまたげない。ただし、最長任期については小・中学部あわせて通算5年限りとする。

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、総会及び小中合同役員会、各種委員会を招集し主宰する。
- 2 副会長は、それぞれの会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 3 書記は、総会ならびに実行委員会の議事記録、本会の活動に関する事項の記録、その他庶務を行う。
- 4 会計は、総会にて決定した予算に基づき、一切の会計事務処理をするとともに、監査を経て、総会にて決算報告をし、承認を得る。
 - (1) 本会の経費は、会費、その他の収入をもって充当する。
 - (2) 年度内において、特別な会計を必要とする場合は、役員会の承認を得て、実行委員会へ報告する。
- 5 年度内において、役員が必要と認めた時は、小学部役員・中学部役員を補佐する特別役員（監事）を追加して任命することができる。その場合、実行委員会において承認を得るものとする。
- 6 社会事象や情勢において、やむを得ず実行委員会が構成されない、またできない場合は役員会にその仕事を一任する。

第10条 役員の選出については、推薦委員会を設け、会員中より役員候補者を推薦する。推薦された役員候補者は、書面によって会員の承認を受ける。書面による承認は、全会員の2分の1以上の回答で成立し、回答者の過半数の同意で承認される。教職員より選出される役員は校長が推薦する。

第11条 役員に欠員が生じたときは、実行委員会において協議の上決定し、会員に報告する。補充員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 小学部・中学部役員会の構成はそれぞれ次のとおりとする。
会長・副会長・書記・会計・校長・副校長・学校書記(教職員)

第13条 推薦委員会の活動は次のとおりとする。

- 1 年度当初に推薦委員会を設ける。
- 2 推薦委員会は、次年度役員及び、会計監査候補者の推薦にあたる。
- 3 推薦委員会は、小・中学部常任委員会、役員会および教職員より選出されたものによって構成する。
- 4 推薦委員会は、常任委員会同様、委員長、副委員長を委員の互選により決定し、活動の中核とする。
- 5 推薦委員会の委員長、副委員長は、必要に応じて実行委員会に出席する。

- 6 推薦委員は、次年度役員及び、会計監査候補者になることはできない。
- 7 推薦委員の氏名は、全会員に通知する。
- 8 推薦委員会は、会員の意志を反映する方法で、次年度役員及び、会計監査候補者を推薦し、全会員に通知する。
- 9 推薦委員会の任期については、委員会を設けたときから、任務が終わったときまでとする。
- 10 推薦委員会は小・中学部で連携をはかる。

第4章 常任委員会

第14条 本会は、次の常任委員会を設け活動する。各常任委員会内において、欠員が生じた場合は、欠員の出たクラスもしくは学年より補充する。ただし、小学部地区・校外委員は、委員会内で話し合い補充する。補充員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 1 学年保健委員会 : 学年学級PTA活動の中心となり、学年の保護者と教職員との連絡をはかる。また、児童・生徒の健康、校内での安全をはかる。
- 2 広報委員会 : PTA活動の様子を必要に応じて会員に知らせる。広報誌を発行し広報活動を行う。
- 3 地区・校外委員会 : 地区での問題を集約し、学校・地域・行政との連絡をはかる。

第15条 各常任委員会は小学部・中学部共に、委員長・副委員長を互選し、活動の中核とする。また、小・中学部で連携をはかり、共に話し合い助け合い、共同で事業運営にあたる。

第5章 実行委員会

第16条 実行委員会は、役員会構成員と、各常任委員会ならびに特別委員会の正・副委員長をもって構成する。

第17条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 予算並びに総会に提出する議案・報告書を作成し、総会の決議に基づいて事業運営をはかる。(年度の計画に基づく業務の企画・立案を行う。)
- 2 各常任委員会によって立案された活動計画を審議、検討する。
- 3 必要に応じて、特別委員会を設けることができる。(例、周年行事委員会、

親の交流の場づくり事業運営委員会等)

- 4 特別委員会の委員は、必要に応じて実行委員会に出席する。
- 5 実行委員会は、役員が必要と認めた場合や、構成員の過半数の要求があった場合に、会長が招集し、開催される。
- 6 実行委員会は、構成員の過半数の出席によって成立し、議事は多数決によって決められる場合もある。
- 7 委員会・常任委員会が構成されない場合のPTA活動は、状況に応じて判断し、遂行する。

第6章 総会

第18条 総会は、全会員によって構成され、この会の最高決議機関である。

第19条 総会の成立は、委任状を含めて、会員家庭数の2分の1以上とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第20条 総会は、年度初めの定期総会、年度末書面総会、臨時総会、臨時書面総会とする。

- 1 定期総会は、年度初めに開き、次の事項を審議決定する。
 - (1) 前年度活動報告の審議、承認、及び本年度活動案の審議、決定
 - (2) 前年度決算報告の審議、承認、及び本年度予算案の審議、決定
 - (3) その他
- 2 年度末に書面総会を行う。
 - (1) 年度末書面総会は、次年度役員及び会計監査の承認を行う。
 - (2) 書面総会の成立は、会員家庭数の2分の1以上とし、議決は提出者の過半数の同意を必要とする。
- 3 臨時総会及び臨時書面総会は、実行委員会の決議、または、会員数の5分の1以上の要求があったときに開く。
- 4 会長は必要と認めた時に、臨時総会を招集することができる。

第21条 総会は、会長によって招集され、日時、場所及び重要議題については原則として事前に通知する。

- 1 総会は、原則小学部・中学部合同で行うが、場合によってそれぞれが単独で行うこともできる。その際は、小学部会長、中学部会長がお互いに協議の上で開く。
- 2 総会が開催できない場合、状況に応じて判断する。

第7章 会計監査

第22条 本会に会計監査（小学部保護者2名・中学部保護者2名）を置く。ただし、役員・各委員会委員を除く。

第23条 会計監査は役員の選出と同じ方法で推薦委員会が行う。

第24条 会計監査の任期は1年とし、再任は認めない。

第25条 会計監査は、当該年度の会計を監査し、総会にて会員に報告する。

第8章 個人情報保護の取扱い

第26条 本会がPTA活動を推進する為に必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第9章 附則

第27条 本規約は横浜市立義務教育学校 西金沢学園が開校するにあたり、新たに制定された規約である。

第28条 この規約の改正は、総会、または書面総会において、会員の過半数の同意を得なければならない。

第29条 本会の運営に関し、必要な細則は規約に反しない限り、実行委員会によって制定及び、改定・改廃することができる。その場合、総会にて報告する。

第30条 この規約は、横浜市立義務教育学校 西金沢学園の規約であり、小学部及び、中学部において、独自に載せる必要のあるものは細則とする。

令和2年 2月12日 改定

《 細 則 》

第1章 地区・校外委員会

第1条 小学部地区・校外委員会の活動時期は、他の委員会と異なる。

P T A慶弔規定

- 1 会員及び、児童・生徒の弔事に際しては、次の基準により弔意を表す。
 - (1) 児童・生徒 10,000円及び供花
 - (2) 会員（教職員を含む） 5,000円及び供花
 - (3) 教職員の配偶者・父母・子女 5,000円及び供花
- 2 会員及び、児童・生徒の弔事に際しては、役員代表が参列する。
- 3 その他必要に応じ、役員会の承認を得て、慶弔の意を表す。その場合、実行委員会に報告する。
- 4 本規定の改定・改廃は、実行委員会が行うものとする。

P T A旅費規定

- 1 P T A会長の委託、または学校・本会を代表して内外のP T A活動に参加した場合は、旅費の実費及び、会食代を支払う。
- 2 本規定の改定・改廃は、実行委員会が行うものとする。

【横浜市立義務教育学校 西金沢学園 P T A 個人情報取扱規則】

(目的)

第1条 横浜市立義務教育学校 西金沢学園 P T A (以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営をはかるため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、小中P T A会長、学校長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱いは、小中P T A役員、委員、委員会担当教員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

(1) 会費集金、管理、広報誌・その他の文書等の送付

(2) 会員名簿、委員会名簿の作成。緊急時連絡網、登校班連絡網

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理・保管)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が厳重に管理する。又、扱わなくなった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器などについては、適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

(研修)

第16条 本会は、個人情報取扱者に対し、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(改正)

第17条 本会の「横浜市立義務教育学校 西金沢学園 P T A個人情報取扱規則」は、総会又は、書面総会において改正する。

附則

本規則は個人情報保護法改正に伴い、平成29年5月30日より施行する。

個人情報保護法とは…個人情報とは、生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。「個人情報保護法とは、個人情報の利用が著しく増えている時代の中にあって、国・地方自治体・個人情報を取り扱う事業者が守るべき義務などを定めたもので、個人の権利と義務を保護することを目的に制定され、平成17年4月1日に施行された。この保護法改正に伴い、PTAもその対象となり、法律に則り個人情報を守る必要がある。

【 PTA 会費と加入保険 】

小・中両学部にお子様がお在籍のご家庭は、各学部それぞれに納入をお願いいたします。

【小学部】

●PTA 会費

PTA 活動を行う際の財源になります。PTA 定期総会において承認された会計予算を元に執行されます。・・・月 400 円（1 世帯）

●加入保険

◆財団法人 横浜市安全教育振興会

保険料：年 500 円

内 容：①見舞金等の給付

児童の学校管理下外の事故や、PTA 活動中の事故に対し見舞金が支払われます。※

例：児童が休み時間、校庭で遊んでいる時に転んでケガをしてしまった。

②賠償責任保障制度の実施

子どもたちの日常生活や PTA 活動遂行時の万が一の賠償事故に備え、すべての会員を対象とした保障制度です。

例：自転車に乗っていて、誤って人にぶつかってケガをさせてしまった。

※学校管理下外とは、学校の敷地外を示すのではなく、教職員の管理下外の活動中であることを示します。

【中学部】

●PTA 会費

PTA 活動を行う際の財源になります。PTA 定期総会において承認された会計予算を元に執行されます。・・・月 400 円（1 世帯）

●加入保険

◆財団法人 横浜市安全教育振興会

保険料：年 500 円

内 容：上記小学部加入保険と同じ

※ その他、中学部では日新火災海上保険「学校賠償総合プラン」（学校管理下中の個人行為担保学校賠償責任保険）にも加入しています。（詳細は次頁参照）

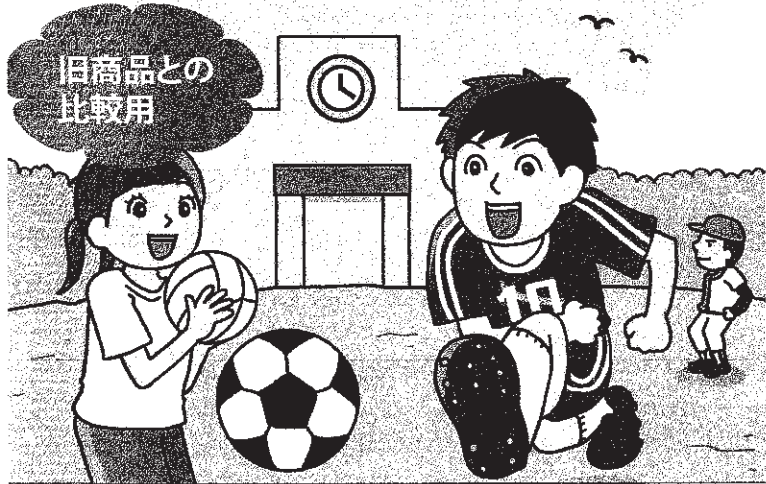
ビジサポ

学校賠償プラン 日新火災

(正式名称: 統合賠償責任保険)

19年1月改定

教育活動をとりまく様々な賠償問題から生徒と学校を守る保険



◎学校の法律上の損害賠償責任

学校の施設の使用・管理や教育活動の遂行に起因して、学校が生徒または第三者に損害をあたえた場合(教職員の行為による学校の賠償責任を含みます。)

◎生徒個人の法律上の損害賠償責任

学校管理下中(教育活動、クラブ活動、校外教育等)に生徒が、他の生徒または第三者に損害をあたえた場合

◎教職員個人の法律上の損害賠償責任

学校の教育活動中に教育活動に直接起因しない教職員の個人行為(※)によって、生徒または第三者に損害をあたえた場合

◎外部協力者個人の法律上の損害賠償責任

ゲストティーチャー等の外部の学校教育指導協力者が、生徒または第三者に損害をあたえた場合

(※)学校管理下中における教職員の業務に直接関係のない(業務性のない)歩行、食事、放課後の個人的なスポーツなど日常生活上の行為をいいます。

さらに示談交渉サービスが 있습니다!

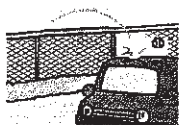
基本補償 (1 施設業務特約)

施設業務特約は、日本国内における施設の管理や業務の遂行が原因となった、他人の身体の障害や財物の損壊等による損害賠償事故を補償します。また、リース・レンタル財物、借用不動産、修理・保管等のために預かる他人の財物の損壊等についても、1回の事故につき1,000万円まで補償します。

施設のリスク

業務遂行のリスク

支払限度額 保険証券記載の支払限度額



野球部の練習中に打ったボールがフェンスを越えて駐車中の車を破損させてしまった



職場体験受入先企業で教師が割き血を割ってしまった



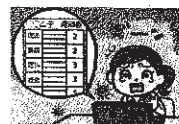
理科の実験中に器具の使用方法を誤って教えたため、生徒がケガをした



家庭訪問に自転車で行く途中、よそ見をして子どもにぶつかりケガをさせてしまった

情報漏えい・ネットワーク事故補償

支払限度額 保険証券記載の支払限度額または3割内のいずれか低い額(事故対応の費用は1,000万円まで)



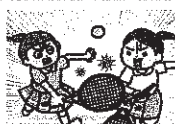
生徒の成績データが入ったUSBメモリを紛失し、外盗に流出したとして損害賠償請求を受けた



情報漏えい事故後の対応について弁護士相談費用を支払った



体育の授業でサッカーをしていたところ、相手の顔面に蹴ったボールがあたり眼線を破損させた



テニスの部活動中にグリスの相手とラケット同士がぶつかり破損させた

保管(借用・受託)財物のリスク

支払限度額 保険証券記載の支払限度額または1,000万円のいずれか低い額(※1)



生徒から預かった携帯電話を誤って紛失した



体育の授業中に教室に保管していた椅子を盗難されてしまった



公民館から借りたテントを先生が誤って破損させた



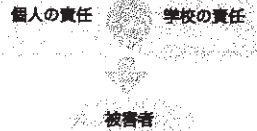
リースで借りている/パソコンに誤ってコピーをこぼしてしまい破損させた

(※1)自動車または原動機付自転車(他人から借用・リースしたもので作業場内および登録番号のないものを除きます。)、運送物の損壊等は補償されません。

ビジサポ学校賠償プラン 3つの特徴

I 個人の責任と学校の責任の両方をカバーします

通常の学校賠償保険では学校、教師の職務による行為の賠償リスクしか補償されていないケースがほとんどですが、実際の事故は、事故の形態により生徒個人(またはその親権者)も損害賠償責任を負うケースも多いのです。

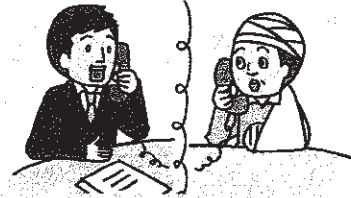


※「個人の責任」と「学校の責任」が重なる部分は双方に責任がある場合を表現しています。

II 事故の際、相手方との交渉は日新火災が行います

被害者との交渉の窓口が保険会社になるから、仕事に集中できます。

交渉の経過も定期的に報告をもらえるので安心!



III 学校特有のリスクをカバーします

① 職業体験にかかわる事故

職業体験において児童・生徒による賠償事故が原因で、職業体験の受入先事業所が賠償責任を負うケースに対応が可能となりました。

② 学校でいじめやセクハラがあったとして発生する慰謝料

③ 教育活動遂行における外部協力員による賠償事故

④ 生徒による自転車の賠償事故

(自宅と学校の間、または部活動の試合会場等の合理的な経路に限ります)

⑤ 教職員による自転車の賠償事故

(自宅と学校の間、または業務遂行場所までの合理的な経路にかぎりませう。)

職業体験中のリスク

支払限度額 保険証券記載の支払限度額または2億円のいずれか低い額



職業体験の受入先企業でコードに足をはっかけたため、ノートパソコンを壊した



職業体験中に廊下と通っているときに足を踏んでしまい骨折させてしまった



職業体験中に生徒がラーメンをおまきまにひっかけたため、お店が損害賠償請求を受けた



職業体験中にスーパーの倉庫で店員が品物を生徒に渡してしまいケガをさせてしまった

個人行為事故のリスク(児童・生徒、教職員および外部協力員)

支払限度額 保険証券記載の支払限度額または2億円のいずれか低い額



部活動の試合に自転車で行く途中、通行人をなでてケガをさせた



修学旅行中に土産物店の商品にカバンがあたり落下、破損させてしまった



休み時間にキャッチボールをしていたところ、ボールがそレて先生の車に損傷を与えた



ボランティアの方が生徒を介助中に椅子から転倒させてしまいケガをさせてしまった

⑧ 対物超過復旧費補償特約

支払限度額 1事故につき100万円

【補償内容】

他人の財物の損壊等について、修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

【事故例】

野球部の練習中に打ったボールが防球ネットを越えて、学校に隣接する民家のカーポートの屋根を破損させた。カーポートは古く、交換部品がないため全損となった。時価は10万円と認定されたが修理(交換)費用として30万円かかる。

本来であれば損害賠償額の10万円しか支払えないのですが、この特約により差額の20万円を認定、交換費用30万円全額を支払い無事に解決した。



【 ボランティア活動 】

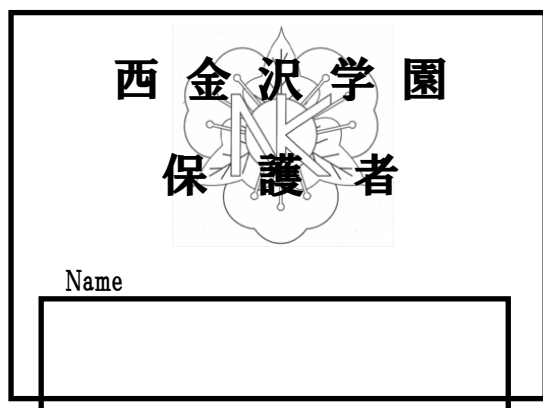
●PTA 安全活動

(1) 校内での安全・安心活動

子どもたちの安全・安心のために、西金沢学園では「保護者札」を着用していただいています。「保護者札」は、入学時に各家庭に配付されます。

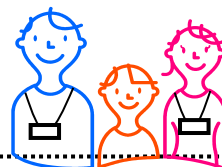
学校・地域・PTA 行事への参加などで 来校の際には必ず着用してください。

【保護者札】 表面



「保護者札」は

- ・ 9年間使います。
- ・ 各家庭に2枚ずつ配付します。
- ・ 転出、卒業時の返却不要で



(2) 校外・地域での安全・安心活動

子どもたちの校外・地域での安全・安心のために、小中学部保護者及び地域の有志の方に「見まもり隊カード」をお渡ししています。

【見まもり隊カード】 裏面



「見まもり隊カード」は次のような時に着用してください。

- ・ 子どもの登下校時の声かけ、送迎時など。
- ・ 犬の散歩やウォーキング、買い物、家のまわりの道路掃除時など。
- ・ その他必要に応じて、地域の行事・会合の時など。

●PTA 行事ボランティア活動

年度末に、次年度の各行事のボランティアを募り、お手伝いをお願いしています。

- *運動会（準備、児童の見まもり、後かたづけなど）…小学部のみ
- *体育祭（案内係、パトロールなど）…中学部のみ
- *くすのき祭（案内係の手伝いなど）…中学部のみ
- *マラソン大会（児童の見まもりなど）…小学部のみ

【 横浜市内・金沢区内 PTA とのつながり 】

☆横浜市 PTA 連絡協議会と金沢区 PTA 連絡協議会

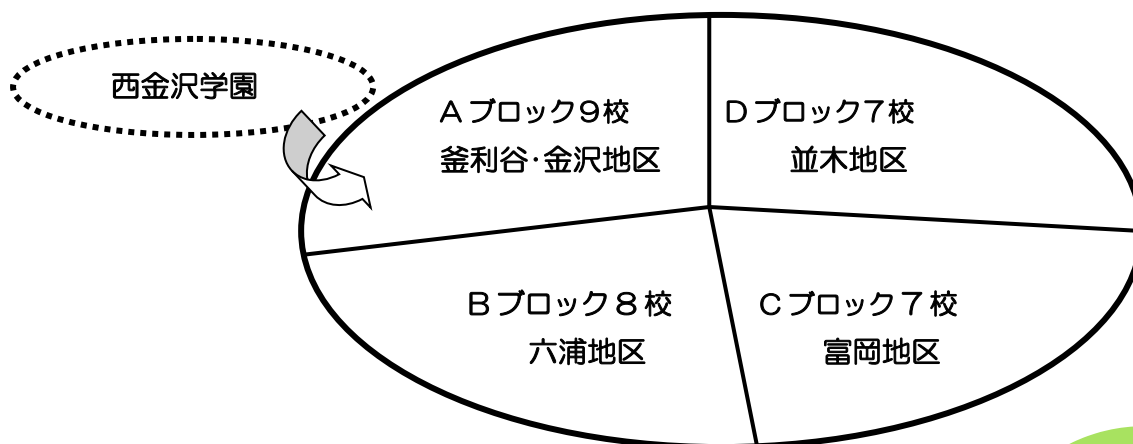
★横浜市 PTA 連絡協議会とは (市 P 連)

横浜市内 18 区の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校 PTA が加入し、情報交換・各種研修会・講習会などを行っています。また、輪番制によって横浜市 PTA 連絡協議会常置委員会（広報委員会・事業研修委員会）を担当します。（平成 19 年度に釜利谷西小学校として広報委員を担当、平成 27 年度は西金沢小中学校として事業研修委員、令和 2 年度は西金沢学園として広報委員を担当）

★金沢区 PTA 連絡協議会とは (区 P 連)

金沢区の小学校・中学校・義務教育学校 PTA（計 31 校）が加入し、A・B・C・D の 4 ブロックで構成され、情報交換・各種研修会・講習会・代表者会・会長会などを行っています。また、輪番制によって会長校・副会長校・歓送迎会幹事校を担当します。（平成 14 年度に釜利谷西小学校として会長校を担当、平成 22 年度は西金沢小中学校として副会長校、令和元年度は西金沢学園として副会長校を担当）

< 金沢区 PTA 連絡協議会 >



区P連Aブロック (9校)

☆金沢小学校

☆釜利谷小学校

☆八景小学校

☆文庫小学校

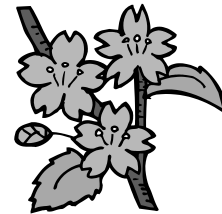
☆釜利谷東小学校

☆釜利谷南小学校

☆金沢中学校

☆釜利谷中学校

☆西金沢学園(小学部・中学部)



区P連Bブロック (8校)

☆六浦小学校

☆大道小学校

☆瀬ヶ崎小学校

☆朝比奈小学校

☆高舟台小学校

☆六浦南小学校

☆六浦中学校

☆大道中学校

区P連Cブロック (7校)

☆富岡小学校

☆西富岡小学校

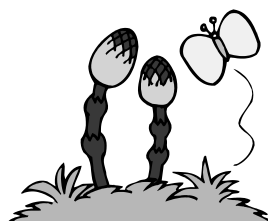
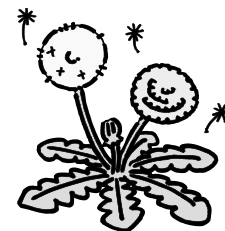
☆能見台小学校

☆小田小学校

☆能見台南小学校

☆富岡中学校

☆小田中学校



区P連Dブロック (7校)

☆西柴小学校

☆並木第一小学校

☆並木第四小学校

☆並木中央小学校

☆西柴中学校

☆富岡東中学校

☆並木中学校

PTAとは……

Parents & Teachers Association の略称です。

西金沢学園PTAは

保護者と教職員が手を取りあってお互いに協力し、

支え合うPTA活動を進めていきます。

西金沢学園のマスコットキャラクターたち



ニーナちゃん

りす〜ん